

地域コンテンツと知的財産制度の動向 配布資料

四国大学経営情報学部
村井 礼

1. ICT(情報通信技術)の発展とコンテンツ文化

近年、ICTの発展のおかげで、映像コンテンツの制作が容易になってきました。高価な機材を揃えなくても、身近な携帯電話等で撮影しただけでも楽しい映像になります。ちょっとした映像でもインターネットを使って遠くに住んでいる人に見てもらえるようになり、公開映像についてのコメント等で作者と視聴者との間で意見交換が簡単にできるようになりました。YouTube やニコニコ動画は、個人の制作する映像コンテンツを楽しめるメディアとして、視聴者が増え続けています。日々、魅力的な映像コンテンツが公開されていることから、映像制作そのものに対する難しいイメージは薄れつつあるようです。映像コンテンツを見るだけではなく、作り手としても楽しめるような、新しいコンテンツ時代がやってきたと言えます。特に、高校生・大学生といった10代が若い力で新しいコンテンツ時代を支えています。

2. 地域コンテンツの利活用

これほど身近になってきた映像コンテンツを地域ネタで活かしてみようというのが、我々が推進する地域コンテンツ利活用推進事業です。ふと、普段の何気ない風景を撮影してみてください。もしかしたら、そこには「遠くの人が見れば珍しい情景」が映っているかも知れません。雪が積もった石鎚山も、南国に住む人から見れば貴重な「冬の景色」になります。あるいは、一足先に咲いた桜の花を撮影してみれば、まだ開花していない東日本に住む人にとって、いち早く春の訪れを知ることができます。映像コンテンツを作るのも見るのも簡単になってきた今だからこそ、自分達の住む町の良さを紹介できる良い機会だと思います。

3. おさえおきたい著作権法の基礎知識

ただし、映像コンテンツを楽しむには少しだけ注意しておくことがあります。他人に迷惑をかけてしまっては、せっかくの映像コンテンツも台無しですからね。特に、著作権については基礎的なことだけでも抑えておきましょう。知ってるようで、意外と知られていないのが著作権です。本日の講演では、おさえおきたい著作権法の基礎部分だけ、紹介します。



1. 著作物の定義

「著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術、音楽の範囲に属するものをいう（著作権法2条1項）」

2. 著作物の具体例

言語の著作物、音楽の著作物、美術の著作物、映画の著作物など

映画の著作物に含まれるもの

劇場用映画、ホームビデオで撮影された映像等

映画の著作物に含まれないもの

テレビの生番組

3. 二次的著作物とは

原著作物を翻訳、編曲、変形、翻案等したもの。例えば、他の人が制作した小説をアレンジして、映画を制作した場合等が該当する。

4. 著作権って登録しないとイケないの？

著作物を創作した者に著作権の権利が与えられるので、文化庁に届出する必要はありません。これを無方式主義と言います。

5. 複製権って？

複製とは、印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製することをいう。著作権者は、その著作物を複製する権利を専有する。

6. 公衆送信って？

公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線通信の送信を行うことをいう。



○×クイズ 著作権問題に挑戦してみよう！ 答えは講演の中で。。

- Q1. 幼稚園児が描いた絵は著作物にならない。
 Q2. 詩にメロディをつけた楽曲がある。これって音楽の著作物になる？
 Q3. 生放送のテレビ番組は映画の著作物として保護されないが、録画放送番組は映画の著作物として保護される。
 Q4. ゲームソフトは映画の著作物として保護される。